



No.27

mi.ra.i.e

つなごう・未来へ

出版に働くものだからこそ、できること

2018年5月10日発行

編集・発行 出版労連（日本出版労働組合連合会）〒113-0033 東京都文京区本郷 4-37-18 いろは本郷ビル 2階

TEL 03-3816-2911 FAX 03-3816-2980 E-mail rouren@syuppan.net URL <http://www.syuppan.net/>

出版労連原発問題委員会 <http://genpatsu-mondai.seesaa.net/>

許すな「働かせ方改革」



働き方改革・雇用対策法改定で

何が変わるか

岸 朋弘（弁護士、東京法律事務所）

2018年4月6日に閣議決定され国会に提出された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」は、8つの法律を一括して改定することをその内容としている。そのうちの1つが雇用対策法である。

雇用対策法は、国の労働市場政策の基本法である。基本法とは、国の重要な制度・政策の理念や基本方針を明示し、そのための施策を定める法律をさす。そして雇用対策法は、「国が、少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して、雇用に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に発揮され、労働力の需給が質量両面にわたり均衡することを促進して、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、これを通じて、労働者の職業の安

定と経済的社会的地位の向上とを図るとともに、経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資すること」を目的と定め、そのために国が行うべき施策や事業主の責務を定めている。したがって、雇用対策法の改定は、労働市場法の基本理念の変更だけではなく、それに沿った形での後続の法改正や、国・事業主の施策・責務の変更につながる点で極めて重要な意味をもつ。

法案では、雇用対策法の題名を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（労働施策総合推進法案）と変更している。そして、その目的は次のように改定されている。国が、「経済社会的情勢の変化に対応して、労働に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能

が適切に発揮され、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実並びに労働生産性の向上を促進して、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るとともに、経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資することを目的とする」（1条、下線は改定部分。新旧対照表 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/196-34.pdf> p.22～28）。

つまり、法案では、「雇用に関し」という部分をわざわざ「労働に関し」と改め、「労働者の多様な事情に応じた」を追加している。そして、国が行うべき施策として「多様な就業形態の普及」が加えられている（4条）。この多様な就業形態として想定されるものは、テレワーク、クラウドソーシング、ギグ・エコノミー（インターネットを通じて単発の仕事を請け負う働き方）等であろう。したがって、同法はそれらの就業形態を労働法規制の及ぶ「雇用」ではない形の「労働」として捉えており、この点は大きな問題である。現在

においても、業務委託や業務請負という形で労働法規制の適用を免れようとする事例が頻発している。多様な就業形態の拡大は避けられないとしても、そこにも労働法規制が適用されるべきであり、規制が及ばない就業形態の普及をめざすこの改定は重大な危険性を孕んでいる。

次に、「労働生産性の向上」が新たに追加されている点にも着目すべきである。労働生産性は労働者数や人件費等に関連するから、その向上を重視することは、解雇要件の緩和、人件費の削減、過重労働の増加、労働法規制が及ばず企業に負担の少ない就業形態の普及等、規制緩和につながる危険性がある。

以上のように、改正雇用対策法としての労働施策総合推進法案は、労働法規制の適用を受けない非「雇用」型の就業形態を真正面から認めるとともに、他方で、労働生産性を重視することで労働者保護法制の規制緩和につながるという点で、企業にとって労働者を働かせるのに都合のよい、極めて問題の大きい法案なのである。

「本を売る」という仕事 書店を歩く

長岡義幸 著

街の本屋が廃れつつある。新刊書店のない自治体は2017年7月現在、420市町村・行政区（全体の1/5）。書店数はほぼ12,000店に。毎年500～600店なくなっている。一方で2000年日本上陸のアマゾンはいまや売上高日本一の書店になっている。書店が苦境に陥った原因は出版市場全体の縮小である。近所の本屋こそなくてはならない社会基盤だと著者は言う。「出版文化」の最前線を担う書店。著者は全国の約100の書店を歩いてみた。福島県小高出身の著者は東日本大震災被災地の書店も見て回る。本書からは、逆境のなかでも「街の本屋」であり続けようとする書店主たちの情熱が伝わってくる。

価格 1600円＋税
発行 潮出版社
東京都千代田区一番町6一番町
SQUARE 03-3230-0741（営業）



無権利状態の個人請負

風間 直樹（東洋経済新報社労働組合）

「高給に引かれて働き始めたけど、今となってはとんでもない詐欺に引っかかった気分だ」。愛知県で宅配ドライバーとして働いていた男性（61）は当時を振り返る。男性が働き始めたのは2015年の年末。「月給45万円」の求人チラシに引かれて人材会社に採用面接に向かうと即採用、数日後に短時間で説明を受け、膨大な書類への押印を迫られた。そこで取り交わされたのが「委託基本契約書」と「業務委託確認書」だった。

仕事は大手運送会社の荷物の個人宅への配送だ。毎朝7時ごろから準備を始め、業務報告まで終わると22時を過ぎる。体重が20キロ近く減るような激務で10か月働いた末、胃潰瘍で倒れ離職を余儀なくされた。労災など補償もないうえ、人材会社からは80万円超の業務用の自動車代の支払いを求められた。肝心の収入も人材会社に管理費など天引きされた結果、手取りが20万円を超えたことは一度もなかったという。「委託だとここまで守られないとは知らなかった」と男性は悔やむ。

男性のように個人が企業と業務委託契約を結び「個人請負」となると、労働基準法など労働法規がいっさい適用されない。その結果、解雇規制はなく、職を失っても失業保険給付はない。また時間外、休日、深夜労働手当がなく、有給休暇もない。社会保障の面でも、年金や医療保険はすべて自己負担となる。

つまり個人請負となると、契約社員やパート、派遣など非正社員の比ではない無権利状態に置かれてしまう。4月に開始された改正労働契約法18条による「無期転換ルール」（通算5年を超えて契約更新する有期社員が希望すれば期間の定めのない無期雇用に転換できる制度）や、働き方改革関連法案の「同一労働同一賃金」の導入で、今後、非正社員の待遇改善が一定程度進んだとしても、個人請負

のような「非雇用」がその抜け道になつては、すべての取り組みが水泡に帰しかねない。

こうした個人請負として働く人は国内にどのくらいいるのか。この分野を正確に把握する公的統計や調査・研究は存在せず、全体像は明らかではない。民間機関の研究からは、約160万人、約310万人といった数字が挙がり、近年急増しているとされる。たとえば冠婚葬祭互助会業界では個人請負が蔓延する。業界最大手は、全従業員7000人超のうち、正社員は30人程度。残る多くが会社と業務委託契約を結び、葬祭所長から現場の経理スタッフまで個人請負だ。他にも様々な業界業種で、個人請負が増えているとみられる。

政府は2016年9月「働き方改革実現会議」の検討項目として、長時間労働の是正や同一労働同一賃金などと並び「テレワーク、副業・兼業」といった柔軟な働き方を挙げた。これを受けた経産省「『雇用関係によらない働き方』に関する研究会」では、個人請負のような雇用関係によらない働き方は、柔軟な働き方実現のカギを握るとされ、その条件整備が提唱された。2017年3月「働き方改革実行計画」でも、テレワークや兼業・副業のガイドライン策定が求められ、厚労省は「柔軟な働き方に関する検討会」「雇用類似の働き方に関する検討会」と検討を重ねてきた。会議では「あまり企業に負荷がかかると人材活用は進まない」といった、事業上の都合を強調する意見が多かった。

個人請負の現状をみれば、柔軟な働き方の名の下に、無権利状態の非雇用化が促進される危惧はつきまとう。偽装雇用的な働き方に対しては、その告発とともに、従来の「労働者」概念を拡大することが欠かせないだろう。業務委託契約であっても、その実態が通常の労働者と近いのであれば、同様の保護が受けられるような制度設計が求められる。



「印刷通販」の働かせ方—産業構造の変化に 生き残りをかけて出現した企業の光と影

井上 俊幸 (全印総連京都地連個人加盟支部 ユニオン京 支部長)

(株)プリントパックは2002年、零細な製版会社であった進洋(株)を業態転換して「印刷通販」と銘打って創業された。15年で売上を100倍以上に拡大、2016年4月期で売上238億円、従業員896人と急成長した(本社:京都府向日市)。急成長を支えたのが、営業を置かず料金前払いでWeb受注する「通販」方式で、現在では1日に7,000~12,000件の大量受注を24時間365日稼働で、指定納期優先で製品化している。

それを可能にしたのが、最新鋭の製造ライン機器を導入し、労働者の経験や技量によらずボタンさえ押せば誰にでもできる作業へと印刷製本工程を単純化・ルーチン化したことである(実際は絵に描いたようにいかず欠品・やり直しが大量に発生)。しかしそれは、単純作業を24時間繰り返す12時間拘束が前提の2交代シフト勤務と、長時間拘束での人件費コスト削減の正社員固定残業代制、そして全従業員の半数以上を占めると思われる日替わりの派遣労働者とベトナム人研修労働者の下支えによって実現している。

この光と陰の中で、2010年3月に、当時の本社工場で26歳の青年が白昼大型印刷機に頭を挟まれて死亡する悲惨な労災事故を起こし、今も各工場で重大な労災事故を起こしている。

プリントパックでは、ソフトなイメージ宣伝の陰で陰湿な不当労働行為が後を絶たない(2016年ブラック企業大賞業界賞)。苛酷な過密・長時間労働に耐えかねた青年労働者2人が、2013年11月全国印刷出版産業労働組合総連合会(全印総連)京都地連ユニオン京に加入し分会結成を通告した。すると会社は、即座に2人を強制異動させ、他の労働者との接触を断つため出勤時間を変更して朝の安全朝礼に参加させず、昼食休憩では組合員の隣に座ることを禁じた。さらに昇給や一時金でゼロ支給を続けるなど差別処遇を繰り返した。

これら違法行為に対して、2015年9月京都府労働委員会(府労委)に申し立てたのが第一次

不当労働行為事件。証人尋問で会社側常務が「異動は組合のストライキに対する予防措置」「定時に退社するのはストライキと同じ」と発言し失笑を買った。府労委は2016年7月、不当労働行為を認定し救済命令を交付。これを不服とした会社は中央労働委員会に再審問を申し立てたが、2017年2月に和解金を支払う等、ほぼ組合の主張を取り入れた内容で和解に合意した。

しかし不当労働行為は続き、2017年11月6日の団交で新たな組合員の通告をしたところ、会社は当該組合員を密室で40分に渡って組合脱退の詰問・恫喝を行った。和解破りの違法行為を続ける会社に、組合は争議行為を通告、会社側の不当労働行為発言の録音をYouTubeに公開して、2017年12月に2回目の不当労働行為の救済申し立てに踏み切った。

「印刷通販」は決して突然変異ではない。印刷産業の構造はそもそも歪で、大日本印刷と凸版印刷の巨大2社の下に、従業員300人未満企業が99.8%(30人未満90%、10人未満80%)と零細企業群が広がる。1991年の最盛期年間9兆円の出荷高は2015年に5.4兆円、産業従事者も1991年の48万人が2015年に30万人と縮小した。活版印刷、写植印刷の時代から、IT技術の革新によりDTP印刷が標準となり、インターネットの発達によって、情報発信伝達の機能が紙媒体から電子媒体への流れが加速している。この過程で写植印刷に付属した製版業は印刷企業に内製化され、製版業はスクラップ対象となった。そこから生き残りをかけて業態転換してきたのが製版業進洋からのプリントパックなのである。

産業構造の変化に合わせた労働の商品化、労働者の部品化、雇用の市場原理化が急激に進んでいる。「働き方改革」と称する戦後労働法制の大改悪はそれを法的に後押しするものだ。企業も労働者も変化の荒波の中にいる。だからこそ、労働者の権利を守るという原則に立ち返った労働組合運動の広く大きな連帯が求められている。



出版配送網の危機の根本

伊豆野 潔（出版情報関連ユニオン・取次支部）

昨2017年の仕事始めでトーハン藤井社長が「長年の業量減少で従来通りの配送体制の維持が困難になりつつある」と挨拶したことから、出版配送網の危機が表面化した。出版輸送から多くの業者が撤退し、撤退を申し入れる業者も相次いでいた。運賃値上げに踏み切らざるを得なかった二大取次は、中間決算が減収減益となり、運賃値上げが収益を大きく圧迫したと発表したのであった。

取協と雑協の協議も開始され、休配日の拡大や業量平準化のための発売日の調整が合意され、さらに取次がそれぞれ配送する自家配地区をまとめて配送する共同配送化(共配化)の拡大が進められてもきた。

しかしこれでは済まず、今年になってついに大手取次各社は「雑誌配送網の危機的状況や運賃負担の増加などの課題」を解決するためとして、各出版社に取引条件の見直し(雑誌の運賃協力金の引き上げ、書籍の正味引き下げなど)を求める個別交渉を開始した。

インターネット、とりわけスマホの普及によって雑誌の売り上げが激減し、さらに読み放題や海賊版の横行によって、雑誌扱いであるコミックスも激減している。こうして雑誌の配送に書籍を載せるというこれまでの取次ビジネスモデルが揺らぎ、大手取次各社は、出版社にコスト負担を求めるに至った。

これについて日販平林社長は『文化通信』で「雑誌の売上が減少する中で、書籍だけで食べられる書籍モデルを確立し、そこに雑誌が載るといふ大転換が必要」だとし、「コンビニ部門は大赤字、書籍部門も赤字で、雑誌の黒字がどこまで確保できるか、経営的にはまったなし。現状は経営努力の範囲を超えていて、必要性がないなら、市場からの撤退も覚悟している」と危機感を表明している。

ところでこの危機にある出版配送網はこれ

までどのように維持されてきたか。

出版物が取次から書店にどのように配送され、どのような労働によって支えられているのか、共配地区を例に具体的に見てみよう。

運送会社は各取次の流通拠点(雑誌と書籍で複数ある)を集荷し、首都圏の配送拠点で各取次の分を合体し、夜、地方の配送拠点まで運ぶ。これを幹線輸送といい大手が多い。

地方配送拠点では、深夜に店舗別に仕分け、下請けの運送会社が積み込んでから、早朝に配達する。返品はこの逆をたどる(早朝に地方配送拠点に到着し、昼間仕分けを行い翌朝に配達する地区もある)。

書くのは簡単であるが、書籍の段ボールは10~20キロあり非常に重い。この重い段ボールや雑誌を仕分け、配達するのは非常に重労働である。しかもこの仕分けや配達の労働が深夜に行われていることを想像してほしい。こうした深夜の、しかも超低賃金の労働によって出版配送網は維持されてきたのである。

運送会社の経営にとっては、出版物の輸送運賃は低額だが、毎日大量にあるので、メリットもあった。だが2010年代に入ってから急激に出版物量が落ち込み、コンビニの小口の配達先は急増しても、重量に比例する運賃収入は激減した。それがもともと低賃金では夜勤労働者を確保することが難しい運送会社を直撃し、撤退相次ぐ今日の事態となった。

いずれにせよ文化商品といわれる出版物が、このような深夜の超低賃金の重労働によって支えられているというこのパラドックスを解決しない限り、出版配送網の維持は困難である。根本は労働問題なのである。こうした出版配送のドライバーや取次非正規労働者の待遇の抜本的改善がなされない限り、出版産業の未来はないと私は断言する。



働き方について多様な意見

裁量労働制の導入を！

40代編集者

編集作業は終わりのない仕事である。読者により伝わりやすい本を届けるため、校了の瞬間まであがき続けるのは、編集者の性である。そのため、かつては36協定オーバーの長時間残業が常習的に行われていた。

ブラック企業が社会問題になると、会社から残業を減らせと叱責を受け始める。さらに、組合が会社に長時間残業解消を要求するたびに、担当書目が減ることのないまま、会社による時間管理だけが厳しくなっていた。

一方、長時間残業者は、組合からも36協定の違反者として犯罪者扱いを受け、編集の醍醐味を知らない若手や間接部門の社員からは「残業代稼ぎ」と罵られることになる。

この難から逃れ、かつ、責任ある編集を行うには、次のように陰に隠れて作業を行う以外に方法はなくなっていた。

- ・残業時間を過少申告
- ・タイムカードの虚偽の打刻
- ・自宅での作業
- ・会社付近の喫茶店での作業
- ・ホテルに自費宿泊、始発前から作業

働き方改革関連法案は、裁量労働制の拡大は削除され、残業時間の罰則付き上限規制などが閣議決定された。この法案が可決されると、長時間労働改善の風潮が強まると予想される。弊社の場合、この機に乗じ、表面上の脱ブラックと残業代抑制を目的とした、一切の時間外業務禁止を厳命されることが危惧されてしまう。これまで陰で行っていた編集作業が、今後は闇で行われることが懸念される。

裁量労働制は、長時間労働を助長するものとして、批判が多いことは承知している。しかし、すでに、罵声を浴びながら、時間外手当もなく長時間労働を行っている者にとっては、堂々と社内で編集作業に勤しむ事ができるありがたい制度でもある。一刻も早く裁量労働制が導入されることを切に望む。

半日単位の在宅勤務を認めてほしい！

Bさん(三省堂労働組合)

在宅勤務を希望する同僚Bさんにインタビューしてまとめました。(まとめ:樋口真理)

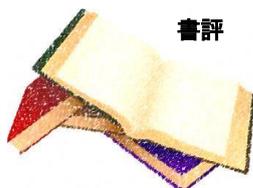
小学2年、4歳、1歳(保育園)の3人の子をもつ母親です。業務内容は編集。

子どもが本当に小さいうちは、家で仕事をするのは無理ですが、子どもの数が増えて学校や保育園の行事が増えたことで、在宅勤務の制度があったらいいのに、と思うようになりました。たとえば11時から1時間、子どもの用事があるときに、通勤時間を考えると13時半にしか出社できないので、1日休みをとらざるを得ません(有休の取得は半日か1日単位)。でも、在宅での半日勤務が認められたら、午後は仕事にあてられます。

有給休暇や予防接種・健診などに使える看護休暇はありますが、足りない状況です。でも、だからといって休暇を増やしてほしいかという、ちょっと違います。やっぱり子育て中でも責任感をもって仕事をしたいという思いがあります。子どもの用事が半日ですむのなら、1日休みをとった残りの時間で家事をするよりも、在宅勤務で担当の仕事を少しでも前に進めておきたいと思うのです。

原稿整理、校正、著者へのメール対応など、在宅でもできる仕事は多くあります。予め在宅勤務の日がわかっているならば、仕事を持ち帰っておくことができます。他の部署でも自宅PCでできる作業などはあるかと思います。

会社側は悪用を恐れ、組合は管理強化や裁量労働制につながると反対していると聞きますが、そのあたりは正直わかりません。制度利用時は看護休暇と同様に子どもの行事予定表などを提出し、在宅での業務内容の報告、年間の利用日数を決めるなど、限定的な導入であれば、社的にも組合的にも問題がないように思います。子育てだけではなく、介護や通院が必要な人にも、半日単位の在宅勤務が導入されればプラスに働くと思います。



書評

『正社員消滅』

竹信三恵子 著 2017年3月 760円+税 朝日新書

「私たちはいま、二つの『正社員消滅』に直面しているといえる…。ひとつは、非正規社員の増加による労働現場からの文字通りの『正社員消滅』そしてもうひとつは、…もはや正社員であることが『安定と安心の生活』を全く担保しなくなったという意味での『正社員消滅』だ。」

このような問題意識からこの本は書かれている。そしてそれらを根拠づけるような労働現場の現実を新聞記者出身である竹信三恵子の取材力で明らかにしていく。

大手スーパーや日本郵便、機械製造業やハローワークの非正規職員など、労働現場のリアルな実態が明らかにされる。徹底したコストカットによる超低賃金と“正社員クローン”としての働かせ方などなど。読んでいくと思わず怒りが湧いてくる。

また、退職強要などリストラの実態、転職斡旋ビジネスの手厚い助成などが政府の手に

よって推し進められている実態も明かされる。パソナグループの竹中平蔵会長らの悪行の数々を許しがたい思いで読むことになる。労働組合の弱さを克服していくことが肝要だと痛感させられる一冊だ。

竹信三恵子は、自らが教える学生たちの素朴だが無知な疑問に啞然としながらも、それらの疑問に答えていくことの必要性を感じて『これを知らずに働けますか？ 学生と考える、労働問題ソボクな疑問30』（ちくまプリマー新書）も著している。「最低賃金を上げたら会社はつぶれるでしょ。やめた方が良いのでは？」「労組って悪い人たちなんですよね？」「過労でうつになるのは自分が弱かったからでは？」こちらも労働組合の強化拡大を真剣に考える方々への刺激的な一冊となっている。是非読んでみることを勧める。

(小山比路志)



加速する全体主義に抗い生き抜く

Masako (福島県郡山市→埼玉県飯能市→台湾)

放射能汚染を逃れるために、2012年台湾に子ども2人を連れて行った。あれから6年が経過。原発爆発からは7年が過ぎた。日本に久しぶりに帰国しあらゆることに愕然としている。台湾から見えている日本の状況とはまた違う、肌で感じるものがある。

すさまじいほどの速さでこの日本の社会は、狂っていつている。

2011年以降の日本はあまりにも思考停止し全体主義にはまる条件が揃いすぎている。目の前の恐怖。原発の爆発。放射能が拡散、放射能による健康被害の不安、食品への影響、思考停止したいこと山盛りだ。不安をとりのぞくような、似非科学的な、笑っていれば大丈夫という言説など。

それなりの肩書のある人たちや知識人、政府関係者が言うことに、嘘かもしれないか思いながらもそれにすがって生きていく。その整合性などはどうでもよくなる人たち。嘘で満たされた一貫性で満足なのだ。だから被曝だ危険だ避難したなんて言う人がいようものなら、徹底的に排除する、自分たちの全体主義にそぐわないものはあらゆる方法で排除する。

廃核を勝ち取った台湾の大衆との違いは何か？ 日本の中にあふれる思考停止した人々。そして原発推進派と対極の思想だと思われている人々も、被曝や危険性を指摘するものを「風評をふりまく」「差別につながる」幸せになるためには放射能は気にするなというような論説をふりまく。今や日本国中、被曝の危険があり当事者なのに、どこか自分は違う所から見ているようにしか感じない。違う形で避難者を追い詰める。日本は放射能汚染も怖い、意図的な無関心を決め込む大衆も恐怖である。凡庸なる悪だ。私はいつまで経っても出口のないトンネルの中をさまよい歩いている感覚が続いている。

この中でどうやって抗い生き抜くかを考えると暗澹たる思いである。

🌸 編集後記 🌸

2月、不適切なデータ処理が問題となり、裁量労働制の適用拡大を一旦あきらめ、政府は4月に「働き方」関連法案を国会に提出しました。今号は「許すな『働かせ方改革』」と題し、24号に続き「働き方」関連法案を再び考えます。「働き方改革」の理念を示す「基本法」としての「改定雇用対策法」。ニュースにはあまり出てきませんが、「働き方改革・雇用対策法改定で何が変わるか」でその危険性を考えます。「無権利状態の個人請負」「『印刷通販』の働かせ方」は現代の社会が強いる無権利な労働者、ネット社会に組み込まれた労働者、その現状です。「出版配送網の危機の根本」では出版配送網を支える労働者がこのままでよいのかを考えます。柔軟な働き方を求める意見も載せました。裁量労働制の安易な導入は問題がありますが、超長時間労働の現状、子育てとの両立での苦労などの現実を共有し、私たちにとってよりよい労働環境をつくるために、「働き方」について、考えてみましょう(T)